

投資信託及び投資法人に関する法律における不動産の明確化に伴う 不動産投資信託証券に係る有価証券上場規程等の一部改正について

2025年10月7日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年10月31日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、本年6月27日に金融庁が公表した「投資法人に関するQ&A」において、データセンター関連設備などの建物と一体として利用することを想定して設置された設備（以下「建物関連設備」という。）について、建物と当該建物関連設備の分離によって損壊又は過分な費用が生じたり、経済的な価値の損傷や社会経済上の不利益の程度が大きい場合には、一般的に投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）第3条第3号に規定する不動産に該当するものと考えられることが明確化されたことを踏まえ、不動産投資信託証券に係る上場制度について、所要の見直しを行うものです。

II 改正概要

1. 不動産の定義の見直し

- 不動産投資信託証券が投資として運用する不動産の定義に、投信法施行令第3条第3号に規定する不動産に該当するもの（建物関連設備に限る。）を含めることとします。

（備考）

- 有価証券上場規程第1201条第10号

2. その他

- その他所要の改正を行います。

III 施行日

- 本年10月31日から施行します。

以上